

積立保険における募集文書の誤表示について

平成18年3月10日

今般、あいおい損害保険株式会社（社長 児玉正之）は、弊社の前身会社である大東京火災海上保険株式会社（以下「大東京火災社」）が過去に使用していた積立保険の一部の募集文書において、注意文言の記載漏れにより、誤解を生じさせる表記となっていたことが判明いたしましたのでお知らせいたします。事実経緯ならびに弊社の対応については下記のとおりです。

記

1. 事実経緯

平成2年に積立保険にご加入いただいたご契約者様から、昨年9月に満期返れい金等の分割受取を選択した場合の分割額に関し、募集文書の記載内容と異なるとお問合せがありました。弊社は、直ちに事実関係の調査を行い、さらに類似商品の募集文書を一斉点検いたしました。その結果、注意文言の記載漏れにより、分割額について誤解を生じさせる募集文書を使用して締結した契約があることが判明いたしました。

<対象となる契約の範囲>

保険種目	保険始期日	ご契約の型	対象契約件数
新積立女性保険(積立型基本特約付帯女性保険)	平成元年9月～平成4年5月	E5、EI、EP、ER、ES、ET、EZ	1,601件
新年金払交通傷害長期保険(年金払交通傷害長期保険)	平成2年5月～平成4年5月	MR、MS、MM、MT、MZ、HR、HS、HM、HT、保険期間10年以上のZ	4,757件
積立介護費用保険(積立型基本特約付帯介護費用保険)	平成2年10月～平成6年1月	すべての型	13,359件
合 計			19,717件

- ・ご契約の型は保険証券に記載されています
- ・表中の「対象契約件数」は、注意文言漏れ募集文書を使用していた期間中の契約件数を記載しています

2. 誤表示の内容

上記積立保険は、ご契約者様のご希望に基づき、保険期間（積立期間）満了後に満期返れい金等を一括または分割受取（注1）することができる商品です。

分割受取を選択した時の分割額は、保険期間満了時点での予定利率（注2）により算出されますが、当該募集文書では、ご契約時点の予定利率に基づき算出した受取額を例示し、「将来のお受取額をお約束したものではない」等の本来記載すべき注意文言が漏れていたことから、あたかも契約を締結する際に分割受取金額が確定しているとの誤解をお客様に生じさせる結果となりました。

（注1）分割金の受取期間は、3年から当該契約の保険期間を限度に選択できます（積立介護費用保険では、積立期間限度かつ20年限度）

（注2）予定利率は、弊社にて将来の運用可能な水準として市中金利等を踏まえて算出した値をもとに定めております。

3. 対象となる保険契約のご契約者様への対応

弊社では、本件対応につき慎重に検討を重ねた結果、当該募集文書の表示内容を信頼してご加入いただいたご契約者様への責任を果たすことといたしました。具体的には、対象となるご契約者様から満期返れい金等の分割受取のお申し出があった場合に弊社所定の手続きを経た上で、ご契約時点の予定利率に基づき算出した分割額にてお支払いいたします。なお、特定の募集形態において注意文言漏れの募集文書を明らかに使用していないご契約については、本対応はいたしません。

対象となるご契約者様に対しましては、弊社より本件経緯等を記したご案内状を近日中に送付させていただくとともに、ご質問・ご照会に対応する専用のお問合せセンターを開設する等万全の対応をさせていただきます。

4. 発生原因

平成元年から平成6年当時の大東京火災社において、募集文書の作成過程における不注意およびそれを点検する体制が十分に機能していなかったことが原因と認識しております。

5. 再発防止の取組み

現在弊社では、募集文書の点検確認を行なうための専門部署を設けており、全件事前確認の上、承認を行うルールを導入・徹底し、同様の事態を発生させない態勢を既に構築しております。更に、募集文書を作成する際の遵守事項や禁止事項を記載したガイドブックを作成し、全社員に配布する等、社員への教育を徹底しております。なお、現在使用している全ての募集文書につきましては、一斉点検のうえ必要な是正を実施しております。

6. 社内処分

関係者に対する処分を実施する予定であります。

7. 業績への影響

今期および次年度以降の決算への影響は限定的なものに留まる見込みであるため、現時点において平成17年11月22日に公表した業績予想および中期経営計画における利益目標の修正はございません。

過去の募集文書において、このような事態が発生したことにつきましては深くお詫び申し上げます。今後とも再発防止に向けた取組みを継続強化し、本件類似の事態を発生させない業務運営を図ってまいります。

以上

本件に関する「お客様お問合せセンター」

お客様専用ダイヤル	： 0120-765-101（通話料無料、携帯電話からもご利用いただけます。）
受付時間	： 3月10日（金）は、午後9時まで 3月11日（土）・3月12日（日）は、午前9時から午後7時まで 3月13日（月）以降は、午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除きます。）

【具体例】

以下の契約で、積立期間満了時返れい金を3年据置・10年分割払で受取を選択された場合
分割受取では、据置期間を0年から5年、分割金受取期間を3年から当該契約の積立
期間かつ20年限度（新積立女性保険、新年金払交通傷害長期保険では保険期間限度）
に選択できます

- 保険種目 : 積立介護費用保険
- 保険始期日 : 平成3年2月28日
- 積立期間 : 15年（平成18年2月28日満期）
- 積立期間満了時返れい金 : 300万円

ご契約時点の予定利率に基づき算出した分割金の額	平成3年2月28日時点の予定利率5.0%に基づき算出 1回あたりのお受取額 426,600円
積立期間満了時点の予定利率に基づき算出した分割金の額	平成18年2月28日現在の予定利率1.05%に基づき算出 1回あたりのお受取額 324,020円

（注）1.05%は、平成18年2月28日現在の予定利率であり、将来において変動する可能性があります。